

平成 24 年 7 月 27 日

第 1 回自治基本条例推進市民会議

資料No.2

上越市自治基本条例に関する 逐条解説書

平成21年4月(改訂版)

上 越 市

目次

前文	1
第1章 総則	3
第1条 目的	
第2条 定義	
第3条 自治の基本理念	
第4条 自治の基本原則	
第2章 市民の権利及び責務	9
第5条 市民の権利	
第6条 市民の責務	
第3章 市議会の権限及び責務等	12
第7条 市議会の権限	
第8条 市議会の責務	
第9条 市議会議員の責務	
第4章 市長等の権限及び責務等	15
第10条 市長の権限	
第11条 市長の責務	
第12条 市長以外の執行機関の権限	
第13条 市長以外の執行機関の責務	
第14条 市の職員の責務	
第5章 市政運営	19
第15条 市政運営の基本原則	
第16条 総合計画	
第17条 財政運営	
第18条 情報共有及び説明責任	
第19条 情報公開	
第20条 個人情報保護	
第21条 審議会等	
第22条 パブリックコメント	
第23条 苦情処理等	
第24条 行政手続	
第25条 評価	
第26条 外部監査	
第27条 政策法務	
第28条 法令遵守	
第29条 公益通報	
第30条 危機管理	

第6章 都市内分権	31
第31条 都市内分権	
第32条 地域自治区	
第7章 市民参画、協働等	34
第33条 市民参画	
第34条 協働	
第35条 コミュニティ	
第36条 人材育成	
第37条 多文化共生	
第8章 市民投票	38
第38条 市民投票	
第9章 国、県及び他の自治体等との関係	41
第39条 国、県等との関係	
第40条 他の自治体等との連携	
第41条 海外の自治体等との連携及び国際交流の推進	
第10章 最高規範性	43
第42条 最高規範性	
第11章 見直し等	44
第43条 見直し	
第44条 改正手続	
附則	46
改訂の経過	47

前文

上越地域は、日本海と頸城の山々や大地がもたらす四季折々の恵みを受け、細やかな人の心と文化をはぐくみながら、多様な歴史を刻み、栄えてきました。

こうした中、少子化・高齢化の急速な進展や地方分権時代の到来などは、私たちに最も身近な自治体と、そこでの自治の在り方を今一度考えさせる契機となりました。

私たちは、地方分権時代の幕開けを地域が新たに飛躍する機会ととらえて、「豊かさ、安らぎ、快適な生活を市民が支えあう自主自立のまちづくり」という基本理念の下、平成17年1月1日、新しい上越市を出発させました。

新しい上越市のまちづくりにおいて、私たちは、この地域の人々が築き上げてきた歴史や文化、海・山・大地の恵まれた自然などの多様な地域資源を大切にし、「共生」の考え方により人と人、地域と地域が互いに支えあいながら、自らの手でまちをつくり上げ、次の世代に引き継いでいかなければなりません。

そのためには、私たち一人ひとりが、人と郷土を愛する心をより一層はぐくんでいくとともに、まちづくりの主体として、身近なところから市政運営に参画し、協働によるまちづくりを進めていくことが何よりも必要となります。

私たちは、今ここに、自治の主体としての権利と責務を改めて認識し、自主自立のまちづくりに取り組むことを決意して、自治の最高規範となるこの条例を制定します。

【趣旨】

- 自治基本条例は、地方分権時代にふさわしい自治の基本理念や市民、市議会及び市長等の三者の権利・責務等、さらには市政運営の基本原則等を定めた本市における自治の最高規範と位置付けられるものである。
- 前文は、このような条例制定の理念や、本市がめざすべき自治の在り方を明らかにするとともに、市民に対して本条例を制定した背景と趣旨を伝え、上越市らしさを表現することを目的として定めたものである。
- この前文では、本条例の制定に参画した多くの市民の思いを、「まちの成り立ちや特性」「これまでの取組」「条例制定の背景となる社会経済情勢」「まちづくりの基本理念」「自治の主体」「市民の権利と責務」「条例制定の宣言」といった項目に分けて記している。
- また、最終段落の「条例制定の宣言」の項目は、自治の主役は市民であり、市民自らが自治に取り組もうとする決意のメッセージとしての意味を有するものである。

【背景・考え方】

- 平成12年4月の地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（以下「地方分権一括法」という。）の施行以来、進められてきた分権改革は、主に「団体自治」の拡充を図るものであった。さらに、分権の受け皿となる市町村の行財政基盤の強化等を図るため、いわゆる「平成の大合併」が全国各地で進められ、本市においても、日常生活圏を同じくする14市町村での合併を選択した。
- このように「団体自治」の拡充は、一定の進展を見せてきたが、拡大された自治体の

自己決定権をどのようにいかしていくかは、それぞれの自治体の取組にかかっており、そのような中、本市は、「住民自治」の仕組みの充実を図るため、市民のまちづくりへの主体的な参加を制度的に保障する手立てとして、平成14年の市議会3月定例会において「市民本位のまちづくり条例（仮称）」の制定について、検討に着手する旨を表明した。

- その後、合併前上越市の第5次総合計画において、協働の意識づくりとパートナーシップを確立するための手立てとして、「自治基本条例」の検討が位置付けられるとともに、上越地域合併協議会において自治基本条例に関する小委員会が設置され、計6回にわたり審議が行われた。この審議を受け、平成16年4月、合併協議会から上越市長に「自治基本条例について（提案）」が提出された。また、合併の際の新市建設計画においても、市民参画と協働の観点から、条例制定の検討が位置付けられてきた。
- そして、平成17年1月には、本条例の目的にかんがみ、市民の発意に基づいた検討を進めるため、公募等による市民委員及び職員委員の72人からなる「みんなで創る自治基本条例市民会議」を設置し、本条例の素案づくりの検討を進めてきた。
- また、その間には、市議会においても、自治基本問題調査特別委員会の場において議論が重ねられ、市民会議との意見交換等を行いながら、本条例の素案の策定に向けた助言と提言が行われてきた。
- そして、平成19年11月18日には、約2年10か月、全68回に及ぶ会議を重ねた市民会議での検討成果である「自治基本条例に関する提言書」が市長に提出され、それに基づいた条例（案）が策定された。
- さらに、条例（案）の策定後は、通常のパブリックコメントの実施に加え、「上越市自治基本条例（案）に関するご意見を伺う会」を開催し、市民の多様な意見を把握し、反映するよう努めながら、最終的な条例（案）の取りまとめを行った。
- 条例（案）は、平成20年市議会3月定例会に上程され、審議の結果、全会一致で可決され、平成20年4月1日、本条例が施行されることとなった。
- 以上のように、本条例は、自治の主体である市民、市議会、市長の三者の協働の成果として位置付けられるものであり、また、ここに至るまでの議論の経過も、本市の自治を推進する上で大きな財産であるということができる。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市における自治の基本的な理念及び仕組みを定めることにより、市民による自治の一層の推進を図り、もって自主自立のまちを実現することを目的とする。

【趣旨】

- 本条は、本条例が規定している内容の概要を示し、制定の目的を明らかにするために設けたものである。

【解釈・運用】

- 本条は、本条例を制定する目的について、条例が規定している内容の全体像（自治の基本的な理念と仕組み）と、条例制定により期待される効果（市民による自治の一層の推進）、さらには、最終的な政策目的（自主自立のまちの実現）の三つの要素から成り立っている。
- 本条例における「自治」とは、地域において、市民が自らの意思に基づき地域運営について考え、自ら又は代表者を選んで決定し、運営していくことである。
- 本条例の最終的な政策目的である「自主自立のまち」とは、新市建設計画のまちづくりの基本理念※1の中で掲げられている概念である。
- この「自主自立のまち」とは、地方公共団体の存立目的である住民の福祉の増進のための前提となる状態であり、本条例では、主権者である市民による自治を一層推進することによって、そのような状態を市全体として実現していくことを目的とする。

※1 「新市建設計画」P17 III 新市建設の基本方針 3 まちづくりの基本理念 より
「これまで、どちらかと言えば国や県に頼りがちであった市町村も、地方分権の流れの中で「自己決定、自己責任、自己負担」の原則の下、自主自立の運営が必要となっています。私たちが目指すのは、受け身であったり一方的に頼ったりするのではなく、市民が自主的に支え合い、まちや地域として自立していく姿です。そこでは人（個人）が自立し、地域経済が自立し、行政も自立して、それぞれの役割をしっかりと担い、協働していくことが何よりも大切になります。」

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市 基礎自治体としての上越市をいう。
- (2) 市民 次に掲げるもの及びこれに準ずると認められるものをいう。
 - ア 市の区域内に居住する個人
 - イ 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
 - ウ 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する個人
 - エ 市の区域内に存する学校に在学する個人
- (3) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (4) 市民参画 市民が自発的かつ主体的に市の政策の立案、実施、評価及び見直しの各段階における意思形成にかかわることをいう。
- (5) 協働 市民、市議会及び市長等が相互の果たすべき責務を認識し、それぞれの立場及び特性を対等なものとして尊重する考えの下、公共的な目的を果たすため、協力して共に働くことをいう。

【趣旨】

- 本条は、本条例を解釈する上での共通認識を持つため、重要な用語の意義を明らかにするために設けたものである。

【解釈・運用】

(第1号)

- 本号は、市議会や執行機関からなる基礎自治体としての上越市を「市」と定義したものである。
- 「基礎自治体」とは、基礎的な地方自治体を意味するものであり、住民にとって最も身近な行政主体のことをいう。

(第2号)

- 本号は、本条例における「市民」を定義したものである。本条例では、自治を担う権利と責務を有するという観点から、市内に住む人（住民）を始め、他市町村から市内に通勤や通学をしている人、自然人のみならず法人その他の団体も「市民」と定義している。
- 地方自治法第10条で規定する「住民」とは、市町村の区域内に住所を有する自然人と法人をいうが、「市民」を狭くとらえ、多様な「市民」のかかわりを絶ってしまうことは、本条例の趣旨に合わないと考えられるため、本条例では、他市町村から市内に通勤や通学をしている人や法人格を持たない団体なども「市民」ととらえ、地方自治法で規定する「住民」よりも広い意味で定義付けを行っている。
- 本条例やその他の条例等において、具体的な権利や責務の対象となる「市民」の範囲を限定する必要がある場合は、それらの内容に照らしてそれぞれの条例等で定めるな

どにより、明確化を図ることとする。

- 本号の「ア」は、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、実態として本市の区域内に生活の本拠を有する個人を意味する。
- 本号の「イ」は、本市の区域内に事務所又は事業所を有する個人事業者（本市に居住しているかどうかは問わない。）、法人、町内会、N P Oや市民活動、文化や体育等の各種団体を意味する。
- 本号の「ウ」は、本市の区域内に所在する事務所や事業所で継続的に勤務する個人をいう。
- 本号の「エ」は、本市の区域内に所在する幼稚園・小学校・中学校・高校・大学等に在学する個人を意味する。
- 本条例における「市民」は、ア～エに掲げたものだけでそのすべてを規定することが困難であることから、本号では明らかに市民と認められる条件を例示するとともに、「これに準ずると認められるもの」という規定を置き、市外から市内の保育園や授産施設等に通所する個人や、生活の本拠は他市に置くが、勤務や通学上の都合等により、長期にわたって本市に滞在し、地域とのかかわりを持ちながら生活する個人など、ア～エに例示するものに当てはまらない個人、法人、団体等も市民としてとらえられるようにしており、「認められる」とは、市長等の判断によるものではなく、一般的にだれからもア～エに準じていると認められることを意味している。

(第3号)

- 本号は、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会から成る市の執行機関を総称して「市長等」と定義したものである。

(第4号)

- 本号は、本条例における「市民参画」を定義したものである。市民の市政運営への参加については、積極的に加わるという意味の「参加」と、更に一步進めて、政策の意思形成にかかわるという意味の「参画」の二つの段階があると考え、「参加」は文字どおりの意味で市民の認知度も高いことから、本条例では「参画」という言葉のみを定義したのである。

(第5号)

- 本号は、本条例における「協働」を定義したものである。近年「協働」という言葉は頻繁に使われているが、行政と地域や団体等との委託やいわゆる下請のような関係がイメージされるなど、誤った認識を持たれている言葉でもあることから、この言葉に本来的に求められている意味を改めて定義することにより、協働の在り方を明確にし、誤った認識を払拭^{しょく}することをめざしたものである。

(自治の基本理念)

第3条 市における自治の基本理念は、次のとおりとする。

- (1) 市民主権 市民が自治の主体として自ら自治体を統治することは、地方自治の根幹であり、主権者である市民の信託により置かれた市議会及び市長等は、公正で開かれた市民主体の市政運営を行うこと。
- (2) 人権の尊重 出身、障害の有無、性別、年齢、国籍等にかかわらず、市民一人ひとりの人権が尊重されること。
- (3) 非核平和への寄与 世界の人々との友好のきずなを強めながら、人類共通の願いである非核平和の実現に向けたまちづくりを行うこと。
- (4) 地球環境の保全 健全で恵み豊かな環境を将来の世代に継承するため、地球全体の環境に配慮したまちづくりを行うこと。
- (5) 地域特性の尊重 地域の歴史及び文化的な特性を尊重したまちづくりを行うこと。
- (6) 地方分権の推進及び自主自立の市政運営 基礎自治体としての権限の拡充に取り組むとともに、自主的かつ自立的に市政運営を行うこと。

【趣旨】

- 本条は、自治を進めていく上での基本的な理念として、まちづくりや市政運営のめざすべき方向を明らかにするために設けたものである。

【解釈・運用】

- 本条は、本市におけるこれまでの自治の取組を踏まえ、今後のめざすべき基本的な方向性と、主権者である市民の意思に基づく自治（住民自治・団体自治）を行うことを、自治の主体である市民、市議会及び市長等の三者が共有する自治の基本理念として位置付けたものである。

(第1号)

- 本号は、市民が自治の主体として自ら自治体を統治することは、地方自治制度の根幹であることを踏まえ、本条例における自治の主体を確認する観点から、「市民主権」を自治の基本理念の第一として掲げたものである。

(第2号)

- 本号は、日本国憲法の三大原則（国民主権、平和主義（戦争の放棄）、基本的人権の尊重）や、人権を尊び部落差別などあらゆる差別をなくし明るい上越市を築く条例、上越市男女共同参画基本条例などに代表される本市におけるこれまでの人権尊重の取組を踏まえ、老若男女を問わずすべての市民がお互いの人権を尊重することを自治の基本理念として掲げたものである。
- 本号では、「出身、障害の有無、性別、年齢、国籍」を例示として掲げているが、これらは本市におけるこれまでの主な取組を踏まえて規定したものであり、「等」とは、信条、社会的身分、金銭的豊かさの違いなどであり、いかなる理由によっても差別を受けず、人権が尊重されるべきことを意味している。

(第3号)

- 本号は、日本国憲法の三大原則と非核平和友好都市宣言に代表される本市のこれまでの非核平和への取組を踏まえ、その精神を自治の基本理念として掲げたものである。

(第4号)

- 本号は、上越市環境基本条例や地球環境都市宣言、上越市民ごみ憲章、上越市民みどりの憲章などに代表される本市のこれまでの地球環境保全の取組を踏まえ、その精神を自治の基本理念として掲げたものである。

(第5号)

- 本号は、合併により市域が拡大した中で、各地域のこれまでの歴史や文化を否定するのではなく、各地域が各自のアイデンティティを存続し、お互いがそれを尊重し合うことが大切と考え、この精神を自治の基本理念として掲げたものである。

(第6号)

- 本号は、「自己決定・自己責任」の原則に基づき、基礎自治体として必要な更なる権限の拡充を図るとともに、自主的かつ自立的に市政運営を行うことを自治の基本理念として掲げたものである。

(自治の基本原則)

第4条 市民、市議会及び市長等は、前条に定める自治の基本理念（以下「自治の基本理念」という。）に基づき、次に掲げる事項を原則として自治を推進するものとする。

- (1) 情報共有の原則 市民と市議会及び市長等が相互に市政運営に関する情報を共有すること。
- (2) 市民参画の原則 市民参画を基本として市政運営を行うこと。
- (3) 協働の原則 協働を基本として公共的課題の解決に当たること。
- (4) 多様性尊重の原則 市民の出身、障害の有無、性別、年齢、国籍その他それぞれの置かれた状況を尊重し、市民一人ひとりが個性及び能力を十分に発揮することができるようになるとともに、地域の歴史、文化及び価値観を尊重すること。

【趣旨】

- 本条は、自治の基本理念の実現に向け、市民、市議会及び市長等が、自治を推進していく上で共通の行動原則とする事項を明らかにするために設けたものである。

【解釈・運用】

(第1号)

- 本号は、自治の主体である市民、市議会及び市長等のそれぞれが、情報の発信者、受信者となり得ることを踏まえ、市政運営に必要なすべての情報を三者で共有することが、市民参画や協働の原則による自治を推進する前提となることから、「情報共有」を自治の基本原則の第一として掲げたものである。

(第2号)

- 本号は、公正な市政運営を、自治の主体である市民の参画の下で推進していく必要が

あることから、「市民参画」を自治の基本原則として掲げたものである。

(第3号)

- 本号は、地域内の様々な公共的課題を解決していくためには、市民、市議会及び市長等がそれぞれの役割を認識しながら、お互いを対等なものとして尊重し、協力して共に働くことが必要であることから、「協働」を自治の基本原則として掲げたものである。

(第4号)

- 本号は、合併により、21万人の市民と広い市域を有するに至った本市が自治を推進する上では、地域社会が、多様な人々や団体等で構成されていることを踏まえ、一人ひとりの人権を尊重することを基本とし、多様な人々や団体等がそれぞれの個性や立場の違いを認め合い、交流し、連携していくこと、さらに、市としての一体感を持ちながらも、地域の歴史、文化の違いや、風土や地形などの違いにより形成される地域ごとの価値観の違いが尊重され、地域の個性や特性が十分に發揮されていくことが必要であることから、「多様性尊重」を自治の基本原則として掲げたものである。

第2章 市民の権利及び責務

(市民の権利)

第5条 市民は、自治の主体として、地方自治法（昭和22年法律第67号）に定めるところにより、市民の代表を選ぶ権利、条例の制定、改正又は廃止等の直接請求を行う権利その他の権利を有し、これ行使することができる。

2 市民は、前項に規定するもののほか、自治の主体として、次に掲げる権利を有し、これ行使することができる。

(1) 市政運営に関する情報を知る権利

(2) 市民参画をする権利

(3) 協働をする権利

3 市民は、市が提供するサービスを享受することができる。

【趣旨】

○ 本条は、自治の主体として市民が有している権利を明らかにするために設けたものである。

【解釈・運用】

○ 第1項と第2項に規定する権利は、市民が当然に有している権利であり、一定のルールの下で行使できるものであるが、これ行使しないことにより、いかなる差別も受けるものではない。

(第1項)

○ 本項は、選挙権、直接請求権など地方自治法に定めるところにより、市民が有する権利を例示し、改めて明らかにしたものである。

○ 本項では、地方自治法に定めるところにより、市民が、自ら市議会議員や市長などの代表者を選ぶとともに、市民の意思に沿わない市政が行われている場合には、一定のルールの下、条例の制定又は改廃、市議会の解散、市議会議員や市長の解職、事務の監査などを求め、直接権利行使することを明らかにしている。

○ 「その他の権利」とは、具体的には住民監査請求及び住民訴訟に係る権利を指すものである。

(第2項)

○ 本項は、第1項に規定する地方自治法に定める権利のほか、本条例に基づき自治を推進していくための市民の基本的な三つの権利について定めたものである。

(第2項 第1号)

○ 「市政運営に関する情報を知る権利」とは、情報共有の原則に基づくもので、市民がまちづくりや市政運営に参画し、協働するための前提となる「知る権利」を保障し、市議会及び市長等が保有する情報の提供を受け、また、必要に応じて情報を請求できる権利をいう。

(第2項 第2号)

○ 「市民参画をする権利」とは、市民参画の原則に基づき、自治を推進するために、市

民が自発的かつ主体的に市の政策の立案、実施、評価、見直しの各段階における意思形成にかかる権利をいう。

(第2項 第3号)

- 「協働をする権利」とは、協働の原則に基づき、様々な公共的課題を解決していくために、市民が市議会及び市長等とそれぞれの果たすべき責務を認識し、お互いを対等なものとして尊重することを前提として、協力して共に働く権利をいう。
- この規定を根拠として、市民は、市議会及び市長等に対して、協働について提案することができ、市議会及び市長等は提案を尊重し、誠実に協議に応じなければならないこととなる。

(第3項)

- 本項は、市民が、定められたルールの範囲で、市が提供するサービスを享受することができるることを定めたものである。
- 「サービスを享受することができる」とは、定められたルールの範囲内で市が提供するサービスを平等に享受できる機会を有することをいう。なお、この場合の「平等」とは、「機会の平等」を意味するものであり、だれもが一律平等なサービスを享受できるという「結果の平等」を意味するものではない。

(市民の責務)

- 第6条 市民は、自治の主体として、市政運営に関心を持ち、市政運営に対する意識を高めるように努めなければならない。
- 2 市民は、市民参画、協働その他の権利の行使に当たっては、自らの発言、決定及び行動に責任を持たなければならない。
 - 3 市民は、市が提供するサービスの享受に当たっては、応分の負担を負わなければならない。

【趣旨】

- 本条は、市民に対して、権利に伴う責務を明らかにし、自治にかかる市民の主体性をより一層、明確にするために設けたものである。

【解釈・運用】

(第1項)

- 本項は、市民が自治の主体としての権利を行使するための前提として、市政運営に関心を持ち、意識を高めるように努めなければならないことを責務として定めたものである。

(第2項)

- 本項は、市政運営に市民の意見を反映させていくためには、自治の主体としての権利が最大限尊重されることが必要であり、正当な理由なくしてこれを妨げることは許されない一方で、市民もこの権利を行使するに当たっては、自らの発言、決定や行動に責任を持つという責務があることを定めたものである。

(第3項)

- 本項は、前条第3項で示した市が提供するサービスを享受するためには、応分の負担を分任する責務があることを定めたものである。
- 「負担」とは、市民税等の税、分担金、使用料、手数料などの経済的な負担を指しており、「応分」としたのは、経済的、年齢的、心身の状況等のやむを得ない理由により、一部又は全部の負担を負うことが困難な市民もいることを考慮したからである。

【背景・考え方】

- 社会システムを維持していくためには、自身が有している権利を主張し、行使するに当たり、結果に対する責任を負い、負担を分任するといった責務を果たす必要がある。こうしたことから、権利と責務は表裏一体の関係であるということができる。

第3章 市議会の権限及び責務等

(市議会の権限)

第7条 市議会は、市民の信託を受けた議事機関として、市民の意思を市政運営に適正に反映させるため、地方自治法に定めるところにより、市政運営を監視するとともに、条例の制定、改正及び廃止、予算の決定、決算の認定その他市政運営の基本的な事項を議決し、市の意思を決定する。

【趣旨】

- 本条は、市民の信託を受けた議事機関として市議会が有する権限を明らかにするために設けたものである。

【解釈・運用】

- 本条は、市議会は、地方自治法に定めるところにより、条例の制定又は改廃、予算の決定、決算の認定等の議決、市政運営の基本的な事項を議決する権限を有しており、その前提として、検閲・検査などを通じて市政運営を監視することを改めて明らかにしたものである。

(市議会の責務)

第8条 市議会は、市民の代表として、全市的な視点及び市を健全な状態で次世代に引き継ぐための視点に立って、次に掲げる機能を果たさなければならない。

- (1) 市の意思決定機能
- (2) 市政運営の監視機能
- (3) 政策立案機能
- (4) 立法機能

2 市議会は、次に掲げる事項を基本として運営されなければならない。

- (1) 市議会の審議その他の活動の透明性を確保すること。
- (2) 市民への説明責任を果たし、市民との信頼関係を確保すること。
- (3) 広く市民の意見を聴き、その意見を市議会の運営及び前項各号に掲げる機能の発揮に適切に反映させること。

3 市議会は、その権限の行使に当たっては、自治の基本理念及び第4条に定める自治の基本原則（以下「自治の基本原則」という。）にのっとり、常に市民の権利を保障することを基本としなければならない。

【趣旨】

- 本条は、市民の代表として市議会が果たすべき責務を、機能、運営の在り方、前条に規定した権限の行使の観点から明らかにするために設けたものである。

【解釈・運用】

(第1項)

- 本項は、市議会が果たすべき機能として、市としての団体意思の決定機能、また、二

元代表制における市長を始めとする執行機関による適正な市政運営を確保するための監視機能、さらには地方分権を推進する観点から一層の強化が求められている政策立案機能や立法機能を発揮していくことを責務として定めたものである。

(第1項 第1号)

- 「市の意思決定機能」とは、地方自治法に定めるところにより、条例の制定又は改廃、予算の決定、決算の認定その他市政運営の基本的な事項を議決し、市の意思決定を行う機能を意味する。

(第1項 第2号)

- 「市政運営の監視機能」とは、地方自治法に定めるところにより、議決を行う前提として、検閲・検査や議会審議などを通じて市政運営を監視する機能を意味する。

(第1項 第3号)

- 「政策立案機能」とは、議案を提案することを通じて政策立案する機能を意味する。

(第1項 第4号)

- 「立法機能」とは、条例の制定又は改廃をすることを意味する。
- 日本国憲法第41条では、国会が唯一の立法機関と定められているが、条例も広い意味では法令の一種とされていることから、条例の制定又は改廃をする権限を有することをもって立法機能と表現したものである。

(第2項)

- 本項は、市議会の運営の在り方として、審議及びその他の活動（各種調査など）の透明性を確保すること、また、信託をした市民への説明責任を果たし、信頼関係を確保すること、さらに、様々な場面で広く市民の意見を聴き、それを市議会の機能の発揮に適切に反映させることを責務として定めたものである。

(第3項)

- 本項は、市議会が前条に規定する市議会の権限を行使するに当たり、自治の基本理念や自治の基本原則にのっとり、市民の権利を常に保障することを基本としなければならないことを責務として定めたものである。

(市議会議員の責務)

第9条 市議会議員は、市民の代表として、自己の研さんと努力するとともに、普遍的な利益のために活動しなければならない。

2 市議会議員は、高い倫理観の下、誠実にその職務を行い、自らの発言、決定及び行動に責任を持たなければならない。

3 市議会議員は、次に掲げる事項について、市民への説明責任を果たし、市民との信頼関係を確保しなければならない。

(1) 自らの議会活動

(2) 市政運営に関する自らの考え方

【趣旨】

- 本条は、市民の代表である市議会議員について、当該議員によって構成される議事機関としての市議会の責務とは別に、議員個人として果たすべき責務を明らかにするために設けたものである。

【解釈・運用】

(第1項)

- 本項は、市民の代表としてふさわしい知見が求められる議員の自己研さんの必要性と、市民の代表として多様な民意を反映し、普遍的な利益のために活動することを責務として定めたものである。

(第2項)

- 本項は、市民の代表としての立場から、高い倫理観を持って誠実に職務を行うとともに、その発言、決定や行動に責任を持つことを責務として定めたものである。

(第3項)

- 本項は、市民の信託を受けた、市民の代表である議員としても説明責任を果たすことを責務として定めたものである。

第4章 市長等の権限及び責務等

(市長の権限)

第10条 市長は、市民の信託を受けた執行機関として、地方自治法に定めるところにより、市を統轄し、市を代表する。

2 市長は、地方自治法に定めるところにより、市議会への議案の提出、予算の調製、市税の賦課徴収等の市の事務を管理し、これを執行する。

【趣旨】

- 本条は、市民の信託に基づき市政運営を行う執行機関としての市長の権限を明らかにするために設けたものである。

【解釈・運用】

(第1項)

- 本項は、地方自治法第147条に基づき、市長が基礎自治体としての市を統轄し、代表するものであることを定めたものである。
- 「統轄」とは、市の事務全般について、市長が総合的統一を確保する権限を有することを意味する。
- 「代表」とは、市長が行った行為そのものが、法律上直ちに市の行為となることを意味する。

(第2項)

- 本項は、地方自治法第149条各号に掲げられている市長が担任する代表的な事務(権限)のうち、市民にとって身近で分かりやすいものとして市議会への議案の提出、予算の調製、市税の賦課徴収を例示しつつ、同法第148条に規定される管理執行権を改めて規定したものである。
- 「市議会への議案の提出」とは、条例、予算、決算の認定など市議会の議決事項とされている案件について、市長の案を市議会に提出することをいう。
- 「予算の調製」とは、予算案を作成し、市議会に提案できるようにすることをいう。

(市長の責務)

第11条 市長は、市民の代表として、広く市民の意見を聞くとともに、自らの発言、決定及び行動に責任を持って市政運営に当たり、前条に規定する権限を公正かつ誠実に執行しなければならない。

2 市長は、その権限の行使に当たっては、自治の基本理念及び自治の基本原則にのっとり、常に市民の権利を保障することを基本としなければならない。

3 市長は、毎年度、市政運営の方針を定め、これを市民及び市議会に説明するとともに、その達成状況を報告しなければならない。

【趣旨】

- 本条は、市長が、市民から直接選挙によって選ばれた市の代表という地位にあり、市

長以外の執行機関に比較してその責任が重いことから、市長以外の執行機関とは別に責務を改めて明らかにするために設けたものである。

【解釈・運用】

(第1項)

- 本項は、市長が市民の代表として広く市民の声を聴くための仕組みをつくり、市民の信託にこたえ、責任を持って市政運営を行い、前条で明らかにした市長の権限を公正かつ誠実に執行する責務を定めたものである。

(第2項)

- 本項は、市長が前条に規定する市長の権限を行使するに当たり、自治の基本理念や基本原則にのっとり、市民の権利を常に保障することを基本としなければならないことを責務として定めたものである。

(第3項)

- 本項は、市民や市議会への市長の説明責任を明らかにしたものであり、市政運営の方針や内容はもとより、その目的・目標の達成状況について説明する責務を定めたものである。

(市長以外の執行機関の権限)

第12条 市長以外の執行機関は、地方自治法その他の法令に定める権限に属する事務を管理し、これを執行する。

【趣旨】

- 本条は、市長以外の執行機関の権限を明らかにするために設けたものである。

【解釈・運用】

- 本条は、本市が設置する「市長以外の執行機関」である教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会の6機関について、これらが地方自治法や地方教育行政の組織及び運営に関する法律などの法令に規定される権限に属する事務の範囲において、事務を管理し、執行することを改めて明らかにしたものである。

(市長以外の執行機関の責務)

第13条 市長以外の執行機関は、広く市民の意見を聴くとともに、前条に規定する権限に属する事務を公正かつ誠実に管理し、執行しなければならない。

2 市長以外の執行機関は、その権限に基づく事務に係る基本的な事項について、市民及び市議会への説明責任を果たさなければならない。

【趣旨】

- 本条は、「市長以外の執行機関」は、地方自治法その他の法令に規定されるその権限に属する事務の範囲において、独立して事務を管理し、執行することができるため、そ

の重大な役割に対する責務を明らかにするために設けたものである。

【解釈・運用】

(第1項)

- 本項は、「市長以外の執行機関」は、直接選挙により選ばれた市民の代表ではないが、直接選挙により選ばれた市民の代表から選任されたという意味では、市民の代表と同様であることから、広く市民の意見を聴くことを義務付けるとともに、市政の公正な運営と民主性を確保するための権限の分散化という本来的な目的を達成し、公正かつ誠実に事務を管理し、執行しなければならないことを責務として課すものである。

(第2項)

- 本項は、「市長以外の執行機関」が、その権限に基づく事務の管理・執行に当たっては、市長と同様に説明責任を負うものと考えることから、これを市民や市議会に対して果たさなければならないことを責務として課すものである。

(市の職員の責務)

第14条 市の職員は、全体の奉仕者として、法令を遵守し、公正かつ誠実に全力を挙げて職務を遂行しなければならない。

2 市の職員は、職務の遂行に必要な能力の開発及び自己啓発に努めなければならない。

【趣旨】

- 本条は、市長等の補助機関として市政運営に携わる職員について、職務を遂行するまでの責務を明らかにするために設けたものである。

【解釈・運用】

- 本条例では、市政運営に携わるすべての人は、当然のことながら全体の奉仕者でなければならないことを明らかにするため、第7条及び第10条で「市民の信託」という関係を明らかにしている市議会議員や市長のほかに、市長等の補助機関である職員（副市長以下の職員）について、「全体の奉仕者」と本条で規定することにより、改めて基本に立ち返り、公正かつ誠実に全力を挙げて職務を遂行しなければならないことを定めたものである。

(第1項)

- 本項は、地方公務員法に定められている公務員としての責務を改めて規定したものである。
- 「市の職員」とは、いわゆる一般職の正規・臨時の職員のほか、特別職である副市長や非常勤特別職である各種審議会の委員等を含むものである。
- 本条例における「法令」とは、国会が制定する「法律」と、国の行政機関が制定する「命令」、地方公共団体が制定する「条例、規則等」とを合わせたものをいう。
- 「全力を挙げて」とは、一般職の職員については、その勤務時間中、特別職の職員については、その職務を遂行する際、能力のすべてを職務に集中することをいう。

(第2項)

- 本項は、地方分権時代を迎えるに伴い、協働のまちづくりなどを進めていく中で市の職員には新たな能力や資質が求められることを踏まえ、職務の遂行に必要な能力の開発と自己啓発に努めなければならないことを定めたものである。

第5章 市政運営

(市政運営の基本原則)

第15条 市議会及び市長等は、自治の基本理念及び自治の基本原則にのっとった公正で透明性の高い市政運営を推進し、公共の福祉の増進に努めなければならない。

2 市議会及び市長等は、持続的に発展することが可能な地域社会の実現に向け、市内の資源を最大限に活用し、施策を戦略的に展開するとともに、その実施に当たっては、施策相互の連携を図り、最少の経費で最大の効果を上げるよう努めなければならない。

【趣旨】

- 本条は、市政運営に当たっていく上での市議会及び市長等の共通の行動原則とする事項を明らかにするために設けたものである。

【解釈・運用】

(第1項)

- 本項は、市議会及び市長等が市政運営を行うに当たり、それぞれの説明責任を果たしつつ、透明性が高い市政運営を進め、市民に公正な行政サービスが提供されるよう努めなければならないことを定めたものである。
- 「公共の福祉」とは、社会一般の利益を表す言葉であり、特定個人のためではなく、市民全体の利益をいう。

(第2項)

- 本項は、市議会及び市長等は、持続的に発展できる地域社会の実現をめざすため、市内のあらゆる地域資源を最大限に活用するとともに、長期的な視点から戦略的に施策展開を図るものとし、実施に当たっては縦割り行政の弊害をなくし、施策相互を連携させることで、最少の経費で最大の効果が上がるよう努めることを定めたものである。
- 「施策を戦略的に展開する」とは、大局的・長期的視点から、社会経済情勢、市民による行政需要等の変化を見越した上で、総合的かつ効果的な施策展開を図ることをいう。

(総合計画)

第16条 市長は、自治の基本理念、自治の基本原則及び前条に定める市政運営の基本原則にのっとった市政運営の総合的な指針として総合計画を策定し、計画的な市政運営を行わなければならない。

【趣旨】

- 本条は、総合計画と市政運営との関係を明らかにするために設けたものである。

【解釈・運用】

- 市長は、基礎自治体としての市を統轄し、代表するものとして、第3条の自治の基本理念、第4条の自治の基本原則と前条の市政運営の基本原則にのっとり、総合計画を策定するものとし、市政運営は、これに基づき計画的に行われなければならないこと

を定めたものである。

- 総合計画の基礎となる基本構想は、地方自治法第2条第4項の規定に基づき、市議会の議決を経て定められるものである。

(財政運営)

第17条 市議会及び市長は、中長期的な視点から、健全な財政運営を行わなければならぬ。

2 市長は、財政状況に関する情報を市民に分かりやすく、かつ、市民が理解することができるようにして公表しなければならない。

【趣旨】

- 本条は、自立した市政運営の基礎となる健全な財政運営を確保するとともに、財政運営に係る透明性の向上を図るために基本的な事項について明らかにするために設けたものである。

【解釈・運用】

(第1項)

- 本項は、市議会及び市長が、市民の信託にこたえ、行政サービスを提供していくためには、中長期的な視点から、健全な財政運営を行わなければならないことを明らかにしたものである。
- 「財政運営」とは、市が行政活動や公共政策の遂行のために行う資金の調達、管理、支出や財産の管理運営のための各種活動を総称するものである。
- この規定に基づき、市長は、総合計画や中期財政計画などに基づく計画的な財政運営を行うとともに、行政評価の結果を踏まえて、事業の検証や見直しを行い、効果的で効率的な事業の実施に努め、また、同時に市議会も健全な財政運営が行われるよう、より一層その責務を果たすことが求められることになるものである。
- 財政運営の健全性については、様々な指標や見方があり、明確に定義することは困難であるが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律における「早期健全化基準」を上回ることや、必要性の高い事業や行政サービスを提供できなくなること、本市の財政力に対して過大な後年度負担を残すということは、健全な財政運営には当たらないと考えるものである。

(第2項)

- 本項は、市長が、市を代表して財政運営に関する情報を市民に公表し、説明責任を果たさなければならないことを明らかにしたものである。
- 市議会及び市長は、それぞれに課された説明責任に基づき、財政運営の状況を市民に分かりやすく説明し、市民の信託にこたえていかなければならない義務を負っているが、本項は、市を統轄し、代表する立場である市長に対して、バランスシート等の財務諸表を分かりやすく作成し、公表することで、財政状況について市民の理解が得られるように努めることを責務として課したものである。

(情報共有及び説明責任)

第18条 市議会及び市長等は、市政運営に関する情報を市民に積極的に提供するとともに、市民の意見の把握に努め、市民との情報の共有を図らなければならない。

2 市長等は、政策の立案、実施、評価及び見直しに至るまでの過程及び内容を市民に分かりやすく説明しなければならない。

【趣旨】

○ 本条は、市議会及び市長等と市民との相互の信頼感を醸成することにより、市民参画と協働を推進し、さらには、市の自己決定権の拡大に伴い、政策形成過程の透明性を高めるため、情報共有と説明責任の基本的な取組姿勢を明らかにするために設けたものである。

【解釈・運用】

(第1項)

○ 本項は、市民参画を促進していくために、市民の情報公開請求権の保障のみならず、市民が市政への关心や参画の意欲を高めることができるよう、市議会及び市長等が様々な媒体を活用して市政運営に関する情報を積極的に提供すること、また、そのために市民の意向を積極的に把握し、市民と情報の共有を図らなければならないことを定めたものである。

○ 「情報を市民に積極的に提供する」とは、上越市情報公開条例の規定に基づき、市民が行った情報公開請求に対して市議会及び市長等が情報を公開することとは異なり、市民の請求の有無にかかわらず、市議会及び市長等が市民に市政運営に関する情報を積極的に提供することを意味するものである。

(第2項)

○ 本項は、第5条の市民の権利で規定した市民の「市政運営に関する情報を知る権利」の保障の一環として、市長等が市民に対して、政策の立案、実施、評価と見直しに至るまでの過程と内容について説明責任を負うことを定めたものである。

(情報公開)

第19条 市議会及び市長等は、市政運営に関する市民の知る権利を保障することにより、市民参画をより一層推進するとともに、公正な市政運営を確保するため、市議会及び市長等の保有する情報を、市民の求めに応じ、原則として公開しなければならない。

2 前項の市議会及び市長等の保有する情報の公開の手続等については、別に条例で定める。

【趣旨】

○ 本条は、公正で開かれた市政運営が実現されるよう、市議会及び市長等が保有する情報の公開の原則を明らかにするために設けたものである。

【解釈・運用】

(第1項)

- 本項は、第5条の市民の権利で規定した市民の「市政運営に関する情報を知る権利」を保障するために、市議会及び市長等の保有する情報は、市民の求めに応じて、原則公開しなければならないことを定めたものである。
- なお、上越市情報公開条例では、市が出資している法人（土地開発公社を除く。）が保有する情報については、市とは別組織の法人が保有する情報であることから、情報公開の対象には含まれていないが、それらに関する情報のうち、市が出資者として保有している情報は、当然市長等が保有する情報であることから、公開の対象となるものである。

(第2項)

- 本項は、市議会及び市長等の保有する情報の公開の手続等については、別に条例で定めることを規定したものであり、具体的には、上越市情報公開条例がこれに当たるものである。

(個人情報保護)

第20条 市議会及び市長等は、市民の基本的人権である個人の尊厳を確保するため、市議会及び市長等の保有する情報に含まれる個人情報を適切に保護するとともに、市民の自己に係る個人情報の開示請求等の権利を保障しなければならない。

2 前項の個人情報の適切な保護及び市民の自己に係る個人情報の開示請求等の手続等については、別に条例で定める。

【趣旨】

- 本条は、個人情報の保護が市民の基本的人権である個人の尊厳の確保と密接に関係することから、個人情報保護に対する市の基本的姿勢を明らかにするために設けたものである。

【解釈・運用】

(第1項)

- 本項は、市議会及び市長等が保有する情報に含まれる個人情報が不適切に取り扱われ、権利利益が侵害されることがないよう、市議会及び市長等が、個人情報を適切に保護すること、また、市民が自己に係る個人情報について市議会及び市長等に開示を求める権利等を保障しなければならないことを定めたものである。

(第2項)

- 本項は、第1項に規定する事項の具体的な内容については、別に条例で定めることを規定したものであり、具体的には、上越市個人情報保護条例がこれに当たるものである。

(審議会等)

第21条 市議会及び市長等は、審議会等の構成員（以下「委員等」という。）の選任に当たっては、公平性に配慮し、選任の手続について透明性を確保するよう努めなければならない。

- 2 市議会及び市長等は、男女共同参画の本旨にのっとり、委員等の選任に当たっては、男女の構成比に配慮しなければならない。
- 3 市議会及び市長等は、市民から公募し、選任した人を委員等に含めるものとする。
- 4 市議会及び市長等は、市民との情報共有を図るため、別に条例で定めるところにより、審議会等の会議の公開等を行うものとする。

【趣旨】

- 本条は、法令の定めにより設置する附属機関としての審議会や、いわゆる私的諮問機関として設置する各種委員会等の構成員となる人の選任についての考え方、また、審議会等の会議の公開について明らかにするために設けたものである。

【解釈・運用】

(第1項)

- 本項は、市議会及び市長等が設置する審議会等の委員等の選任に当たって、公正な市政運営に資するよう公平性に配慮し、透明性を有する手続とすることを定めたものである。
- 「審議会等」とは、市議会及び市長等の事務や事業について、市民の意見や専門的知見等を反映し、公正の確保を図るために設置する審議会、委員会、市民会議等をいい、地方自治法第138条の4第1項の規定に基づき設置される執行機関としての委員会や委員を除くものである。
- 市議会は、法律上、諮問機関を設けることはできないが、公聴会など市民の意見を聞くための会議を開くことは可能であることから、本条の対象としたものである。
- 本項は、市議会及び市長等が、委員等の選任基準や選任の経過等を明らかにするなど、手続の透明性を確保するよう努めることを定めたものである。
- 「公平性に配慮し」とは、多くの市民から多様な意見を聽くために、委員等の選任に当たり、幅広い分野、年齢層、居住地域等や、男女の構成比、同一人物による他の審議会等の委員等の兼務状況などを考慮することである。

(第2項)

- 本項は、審議会等の委員等の選任に関して男女共同参画社会の実現に向けた本市の特徴的な取組として、男女の構成比への配慮を明記したものである。

(第3項)

- 本項は、市民参画の観点から、審議会等の委員等の選任に当たっては、原則として市民公募を行うことを定めたものである。
- この規定に基づき、市議会及び市長等は、市民公募を行うに当たって、各審議会等の設置目的や公募委員の役割を踏まえ、委員の数などの公募の在り方を検討し、明らか

にしていくこととなる。

- なお、「ものとする」と規定し、例外を認めているのは、例えば医学に関する学識経験を有する委員のみで構成される上越市大気汚染疾病者認定審査会など、極めて高度な専門性を有する委員構成が必要な審議会等もあることに考慮したものである。

(第4項)

- 本項は、市民との情報共有を図り、公正で透明性の高い市政運営を推進するために、審議会等の会議を原則公開とするとともに、あわせて会議録の原則公開について定めたものである。
- なお、本項でいう「条例」は、具体的には、上越市審議会等の会議の公開に関する条例がこれに当たるものである。

(パブリックコメント)

- 第22条 市長等は、市の基本的な計画、重要な条例等を市議会に提案し、又は決定しようとするときは、当該計画、条例等の案を公表し、広く市民の意見を聴く手続をとらなければならない。
- 2 市長等は、前項の手続により提出された市民の意見を尊重し、意思決定を行うとともに、提出された意見に対する市長等の考え方を公表しなければならない。
- 3 第1項の手続及び前項の規定による公表については、別に条例で定める。

【趣旨】

- 本条は、市政運営に係る重要な事案の市議会への提案や決定に際して、市民との情報共有や市民参画の促進を図るために制度の一つとして、パブリックコメント（意見公募手続）の在り方を明らかにするために設けたものである。

【解説・運用】

(第1項)

- 本項は、市政運営に係る重要な事案の市議会への提案や決定に際して、パブリックコメントを実施しなければならないことを定めたものである。

(第2項)

- 本項は、第1項で規定したパブリックコメントにより提出された意見について、市長等による尊重やそれに対する考え方の公表を義務付けるものである。

(第3項)

- 本項は、第1項と第2項で規定する手続等については、条例で定めることを明らかにしたものであり、具体的には、上越市パブリックコメント条例がこれに当たるものである。

(苦情処理等)

第23条 市議会及び市長等は、市政運営に関する苦情等があったときは、速やかにその内容及び原因を調査分析し、改善を要すると判断したものについては、再発防止等のための適切な措置を講じなければならない。

2 市長等は、市民権の理念に基づき、公正な立場で、市政運営に関する苦情を適切かつ迅速に処理し、及び市政運営を監視することにより、市民の権利利益の擁護を図り、もって開かれた市政運営の一層の進展及び市政運営に対する信頼の確保に資するため、別に条例で定めるところにより、オンブズパーソンを設置する。

【趣旨】

- 本条は、市民への説明責任と対になるものとして、市民からの苦情等の申立てに対する応答責任とともに、オンブズパーソンの設置について明らかにするために設けたものである。

【解説・運用】

(第1項)

- 本項は、市政運営に関する苦情等が市長等や市議会に寄せられた場合の対応を規定するものであり、速やかに内容及び原因を調査分析すること、そして改善を要すると判断したものについて、再発防止等のための適切な措置を講ずる義務を市議会及び市長等に課したものである。

(第2項)

- 本項は、公正な立場で、市政運営に関する苦情を適切かつ迅速に処理するとともに、市政運営を監視する機関として、オンブズパーソンを設置することを定めたものであり、本項でいう「条例」は、具体的には、上越市オンブズパーソン条例がこれに当たるものである。

(行政手続)

第24条 市長等は、市民の権利利益の保護に資するため、市長等が行う許認可の申請等の手続について、その基本的な事項を定め、公正の確保及び透明性の向上を図らなければならない。

2 行政手続法（平成5年法律第88号）等に定めるもののほか、前項の基本的な事項については、別に条例で定める。

【趣旨】

- 本条は、市政運営の公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利・利益を保護するため、市長等が行う処分、行政指導等の手続の基本的な事項について明らかにするために設けたものである。

【解釈・運用】

(第1項)

- 本項の「市長等が行う許認可の申請等の手続」とは、営業許可などの許認可処分、営業許可の取消しなどの不利益処分などの公権力の行使に当たる行為、いわゆる「処分」や、行政指導、届出に関する手続を意味するものである。
- 本項の「基本的な事項」とは、「処分」の標準的な処理期間や審査基準を定めること、「処分」を拒否する場合に理由を明示することや、不利益処分に対する聴聞、弁明の機会の付与に関することなどを意味するものである。

(第2項)

- 本項は、前項の「市長等が行う許認可の申請等の手続の基本的な事項」については、法令に基づく事務として、そのルールが行政手続法等に定められているものを除き、条例で統一的なルールを定めて明らかにすることを定めたものであり、具体的には、上越市行政手続条例がこれに当たるものである。
- 「行政手続法等」の「等」とは、行政手続法第3条の規定に基づき一般的・共通的な手続規定の対象とすることが適当でない事項として、同法の適用除外となるものに関する手続を定めた法令等を指すものである。

(評価)

第25条 市長等は、効果的かつ効率的な市政運営を図るため、行政評価を行い、その結果を施策の改善及び見直しに速やかに反映させるよう努めるとともに、当該評価の結果並びに改善及び見直しの内容を分かりやすく市民に公表しなければならない。

2 市長等は、前項の行政評価について、市民が参加することができる評価の手法及び第三者による評価の手法をとり入れるよう努めなければならない。

【趣旨】

- 本条は、効果的で効率的な市政運営を図るため、事業等の評価を行い、その結果を公表することや、第三者評価等を導入するように努めることについて明らかにするために設けたものである。

【解釈・運用】

- 「行政評価」とは、効果的で効率的な市政運営を図るため、行政活動を一定の基準・視点に従って評価し、その結果を改善に結び付ける手法である。
- 効果的で効率的な市政運営を図るために、「計画・実行・評価・改善」の流れ、いわゆるP D C Aサイクルで事業を行い、これを繰り返していく必要がある。
- 本条は、市長等が「行政評価」を実施し、結果を公表するだけでなく、市民や第三者もこの過程に参加することのできる仕組みを設けていくことを、努力義務として課したものである。

(第1項)

- 本項は、市長等が行政評価を実施し、諸施策の改善や見直しに反映させるよう努め、

あわせて評価の結果や見直しの内容を市民に公表することで説明責任を果たし、市政運営の透明性を高めていかなければならないことを定めたものである。

(第2項)

- 本項は、市長等が自ら行政評価を行うのみでなく、市民参加や第三者による別の視点を入れる行政評価も、手法の一つとしてとり入れていくことを努力義務として定めたものである。

【背景・考え方】

- 現在、本市の行政評価は、事務事業の成果や上位計画である総合計画への貢献度合いのほか、その事務事業を実施すべき本質的な主体、緊急性の有無、より効果的で効率的に事業を実施できる主体の有無、受益者負担の必要性などを、総合的かつ網羅的な視点で評価し、今後の事務事業の方向性を判断する方式を採用しており、その結果を市のホームページ等で公表している。
- 一方で、市民参加による行政評価は、啓発事業の効果などの抽象的な効果、協働事業の効果などを評価する場合には、非常に適した面を持つという考え方や、第三者による中立的な立場での行政評価が必要であるとの考え方もある。
- ただし、市民参加による行政評価については、専門性と中立性等に課題があり、また、第三者評価には、費用対効果といった面に課題があるため、今後、こうした点を踏まえた検討が必要となる。

(外部監査)

第26条 市民、市議会及び市長は、適正で、効果的かつ効率的な市政運営を確保するため、地方自治法に定めるところにより、外部機関による監査の実施を求めることができる。

2 前項の外部機関による監査の実施に関する手続については、別に条例で定める。

【趣旨】

- 本条は、主権者である市民に対して適切なサービスの提供が行われているかどうか、あるいは、公金が適正に使われているかどうかを確認するための手立ての一つである外部監査制度について明らかにするために設けたものである。

【解釈・運用】

(第1項)

- 本項は、市民、市議会及び市長が、市の内部の監査委員による通常の監査に加えて、専門性が要求される案件について、地方自治法に基づき、外部の専門家の視点を入れる外部監査の実施を求めることができることを定めたものである。

(第2項)

- 本項は、外部監査の実施に関する手続については、別に条例で定めることを規定したものであり、具体的には、上越市個別外部監査契約に基づく監査に関する条例がこれに当たるものである。

(政策法務)

第27条 市議会及び市長等は、自主的かつ自立的な市政運営を行うため、条例、規則等を制定する権限を十分に活用するとともに、法令の自主的な解釈及び運用に努めなければならない。

【趣旨】

- 本条は、自主自立の市政運営の確立に向け、政策法務に積極的に取り組むことを明らかにするために設けたものである。

【解釈・運用】

- 本条は、平成12年4月の地方分権一括法の施行により、国と地方自治体の関係が、「上下・主従」の関係から、「対等・協力」の関係に見直されたことに伴い、地方自治体による法令の自主解釈権が認められるとともに、条例制定権が拡充されたことを踏まえ、市議会及び市長等がこうした権限を十分に活用しながら、条例、規則等の制定又は改廃、法令の解釈に努めること、すなわち政策法務を積極的に行うことを定めたものである。

(法令遵守)

第28条 市議会及び市長等は、法令の遵守及び倫理の保持のための体制整備を図り、常に適法かつ公正な市政運営に努めなければならない。

【趣旨】

- 本条は、市民に信頼される市政運営を行う上で不可欠となる市議会及び市長等の法令遵守（コンプライアンス）義務を明らかにするために設けたものである。

【解釈・運用】

- 「法令の遵守及び倫理の保持のための体制整備」とは、法令の遵守や倫理の保持のための職員研修制度の実施や倫理に関する条例などの整備を意味しているものである。

【背景・考え方】

- 全国的に、市町村長や市町村議会の議員、市町村の職員だけでなく、組織全体がかかわる汚職や不祥事等が社会問題となっている。
- こうした事態が本市において発生した場合、市民の利益を損ない、市政への信頼を著しく失墜させることとなる。また、適法かつ公正な市政運営を行うためには、市議会議員や市長を始め、実務を担う職員一人ひとりが、法令を正しく理解するとともに、これを遵守し、倫理を保持していくことが求められる。

(公益通報)

第29条 市長等は、適法な市政運営を確保するため、市政運営に係る違法な行為について、市の職員等から行われる通報を受ける体制を整備するとともに、通報者が当該通報を行うことにより不利益を受けないよう適切な措置を講じなければならない。

【趣旨】

- 本条は、法令遵守（コンプライアンス）の確保と、公益のため通報を行った市の職員等が不当な取扱いを受けて、保護されるための体制整備を明らかにするために設けたものである。

【解釈・運用】

- 本条は、市の事務事業の執行に関して公益通報の制度を設けるとともに、通報者となった市の職員等を保護するために必要な措置を講ずることで、不祥事の発生や隠蔽への抑止力としていくことを意図しているものである。
- 「市の職員等」とは、市の職員のほか、市が行う事務事業の受託者の従業員なども含むものである。

【背景・考え方】

- 近年、企業等の不祥事が、内部告発により明らかになるケースが増加しており、消費者や公益を擁護するために行われた従業員等の行動に対して、解雇等の不利益な処分がなされるのは不当であり、これを防止する目的で、公益通報者保護法が平成18年4月に施行された。
- 本市においても、万が一不祥事が生じた場合は、速やかにこれを明らかにし、市民への不利益や市政への信頼の失墜を最小限に食い止めるため、公益通報を行う市の職員等が通報を行ったことにより、不利益を受けることがないようにする必要がある。

（危機管理）

第30条 市長等は、安全で安心な市民生活を確保するため、常に不測の事態に備え、市民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある事態（以下「災害等」という。）に的確に対応するための体制を整備しなければならない。

- 2 市長等は、災害等の発生時には、市民及び関係機関等と連携し、速やかに状況を把握するとともに、対策を講じなければならない。
- 3 市民は、災害等の発生時に自らの安全確保を図るとともに、自らが果たすべき役割を認識し、相互に協力して災害等に対処しなければならない。

【趣旨】

- 本条は、安全で安心な市民生活を確保するための市長等の責務と、災害等の発生における市長等と市民の役割を明らかにするために設けたものである。

【解釈・運用】

- 本条は、市長等は、常に災害やテロ等の不測の事態に備え、体制を整えておく必要があること、また、不測の事態が発生した場合は、速やかに情報収集を行い、被害状況等に応じて必要な作業や支援等を行うべきものであること、さらには、市長等、関係機関、市民がそれぞれの役割を認識し、互いに連携する必要があることを定めたものである。

(第1項)

- 本項は、市長等が、災害やテロ等の不測の事態に備え、日ごろから上越市地域防災計画、上越市国民保護計画等の計画の策定やハザードマップ等の作成を行い、必要な体制を整備しなければならないことを定めたものである。

(第2項)

- 本項は、災害等の発生時には、市の職員だけでは対応が困難な場合も想定されることから、市長等が、NPO、ボランティア等の市民や自衛隊、警察などの関係機関と連携し、速やかに情報収集を行い、被害状況の把握や被害拡大の予測を行うとともに、ライフラインの確保、避難誘導や炊き出し等、必要な作業や支援を実施しなければならないことを定めたものである。

(第3項)

- 本項は、大規模な災害等が発生した非常時においては、行政だけでは対処しきれないことが想定されることから、日ごろから市民一人ひとりが「自助・共助」といった意識を持ち、実践していくことが必要であるため、市長等の役割と並列に市民の役割を定めたものである。

第6章 都市内分権

(都市内分権)

第31条 市長等は、市民が身近な地域の課題を主体的にとらえ、自ら考え、その解決に向けた地域の意見を決定し、これを市政運営に反映するための仕組みを整え、都市内分権を推進するものとする。

【趣旨】

- 本条は、市長等は、市民が身近な地域の課題を主体的に解決し、特徴的かつ個性的な地域づくりに取り組むことができるよう仕組みを整備し、都市内分権を推進することを明らかにするために設けたものである。

【解釈・運用】

- 本条における都市内分権とは、「住民に身近な課題はできるだけ住民に近いところで解決されるべき」という地方分権の考え方を都市の内部に当てはめた考え方であり、市民が、それぞれ身近な地域の課題を主体的に解決するための仕組みである。
- このような環境を整備することにより、地域の課題の解決方法を地域の中で決定し、市長等に意見として伝えることが制度として保障されることとなり、市長等は、この地域の決定を尊重し、例えば、市長等と地域の住民との協働により解決を図るといった対応を検討することとなる。

【背景・考え方】

- 平成12年4月の地方分権一括法の施行以来、「地方のことは地方で」という分権改革の進展によって、地方自治体が自ら決定できる範囲（権限）は拡大されてきており、これに伴い、従来、国や県の指導、通達によって取り組んできた政策や施策を、市の意思と責任に基づき実行していくことが求められている。
- そのような中、国と地方の財政状況の悪化や、分権の受け皿としての行政基盤の強化等を目的に、全国各地で「平成の大合併」が進展し、上越地域の14市町村も、平成17年1月1日の合併により、人口21万人、面積973km²の新しい上越市となり、さらには、身近な基礎自治体で市民サービスを完結できる仕組みづくりを一層進めるため、平成19年4月から特例市へ移行した。
- このように国や県から市への、いわゆる官から官への分権は進んできたが、より市民に近いところに政策の決定の場を移すという分権改革の目的を実現するには、次の段階として、市民の意思と責任に基づいて市政運営が行われる住民自治の充実が重要となっている。
- また、その手立てとして、一定の地域において、そこに住む市民が、身近な地域の共通課題や将来の地域づくりの在り方を議論し、その方向性を決定していくという都市内分権の必要性も高まっている。

(地域自治区)

- 第32条 市は、前条の仕組みとして、市民にとって身近な地域を区域とする地域自治区を設置する。
- 2 市は、地域自治区に地域協議会及び事務所を置く。
 - 3 市長は、地域協議会の構成員の選任を、公明で、かつ、地域自治区の区域に住所を有する市民の多様な意見が適切に反映されるものとするため、市民による投票を主体とした選任手続を採用するものとする。
 - 4 前3項に定めるもののほか、地域自治区の設置に関し必要な事項及び地域協議会の構成員の選任の手続等については、別に条例で定める。

【趣旨】

- 本条は、都市内分権を推進するための仕組みである地域自治区と、そこに設置する地域協議会、事務所について明らかにするために設けたものである。

【解釈・運用】

- 本市では、平成17年1月の合併の際に、市町村の合併の特例に関する法律に基づき、13の旧町村の区域ごとに設置期間を5年間とする地域自治区を設置した。平成20年2月には、地方自治法に基づく地域自治区を市の全域に設置することとし、13区を平成20年4月に地方自治法に基づくものに移行するための条例を制定した。
- その後、平成21年3月に、上越市地域自治区の設置に関する条例を改正し、平成21年10月から、合併前の上越市の区域において15の地域自治区を設置することとした。

(第1項)

- 本項は、都市内分権の推進に向け、地域に暮らす市民が課題を共有し、解決するために相互に取り組むことができる身近な地域を区域として地域自治区を設置することを定めたものである。

(第2項)

- 本項は、市が、地域自治区の住民の代表者が地域の課題や市長の諮問等について話し合う場である地域協議会と、市長から事務の分掌を受けて事務を行う事務所を設置することを定めたものである。なお、それぞれの事務所が担任する具体的な事務は、行政組織規則で定められることになるものである。

(第3項)

- 本項は、地域協議会の構成員（以下「委員」という。）の選任手続について、「公募公選制」を採用することを定めたものである。
- 地域協議会は、法的には市長等の附属機関に位置付けられるものであり、その委員は最終的に市長が選任することになるが、本市では、委員の選任手続に「公募公選制」を採用するものとする。
- 「公募公選制」とは、委員の公募を行った結果、定員を超えた場合は、公職選挙法に準じた選任投票を実施し、この結果を尊重して市長が最終的に委員を選任する方法を

意味するものである。

(第4項)

- 本項は、地域自治区の名称や、所管区域などの設定に当たって定められなければならない事項や、公募公選制による委員の選任手続等の詳細については、別に条例で定めることを規定したものであり、具体的には、上越市地域自治区の設置に関する条例と、上越市地域協議会委員の選任に関する条例がこれに当たるものである。

第7章 市民参画、協働等

(市民参画)

第33条 市議会及び市長等は、市民参画を推進するため、市民参画の機会を保障しなければならない。

- 2 市議会及び市長等は、市民参画に関する制度を整備し、市民が市民参画に関する権利を容易に行使することができるようにならなければならない。
- 3 市議会及び市長等は、市民参画に関する制度の周知を図り、市民参画に関する市民の意識を高めるよう努めなければならない。

【趣旨】

- 本条は、自治の基本原則の一つである「市民参画の原則」について、その在り方を明らかにするために設けたものである。

【解釈・運用】

- 本条例では、第2条において、市民参画を「市民が自発的かつ主体的に市の政策の立案、実施、評価及び見直しの各段階における意思形成にかかわること」と定義している。

(第1項)

- 本項は、市議会及び市長等が、市民参画の原則に基づき、これを推進するため、あらゆる市民に市民参画の機会を保障しなければならないことを定めたものである。
- 市民参画が行われる場合は、自治やコミュニティ活動を担う新たな人材の発掘の機会ととらえることができ、こうした観点からも市民参画の推進が求められるものである。

(第2項)

- 本項は、市民一人ひとりの主体的な参画を促す必要があることから、市議会及び市長等に対し、市民参画に関する制度を、市民が分かりやすく、利用しやすい制度として整備し、市民参画しやすいようにする責務を課したものである。
- 「市民参画に関する制度を整備し」とは、現行のパブリックコメント、市政モニター、審議会等への公募委員の採用などの諸制度を見直し・改善していくとともに、より利用しやすい新たな制度を検討し、導入していくことを意味するものである。

(第3項)

- 本項は、市議会及び市長等が、市民参画に関する制度の内容や参加するための方法ができるだけ分かりやすく周知し、市民の意識を高めるよう努めることを定めたものである。

【背景・考え方】

- 本条例において「参画」とは、「参加」を一步進めたものととらえている。
- 「参加」には、様々な機会や方法が考えられ、例えば、市の主催するイベントやごみ拾い等への参加もこれに当たり、市民が市政運営に参加することも重要な意義を有するものと考えられる。
- このような制度の整備や周知が図られた結果として、「参加」したことがない市民が「参

加」することに、「参加」したことはあるが「市民参画」はしたことがない市民が「市民参画」することに、少しでも関心を抱くようになることが期待される。

(協働)

第34条 市民、市議会及び市長等は、公共的課題の解決に当たり、協働を推進するものとする。

2 市議会及び市長等は、市民との協働に当たっては、協働の考え方及び相互の役割分担をあらかじめ明らかにし、相互理解及び信頼関係の構築に努めなければならない。

【趣旨】

- 本条は、市民と市議会及び市長等がお互いをパートナーとして認め合い、協働による公共的課題の解決を推進していくことを明らかにするために設けたものである。

【解釈・運用】

(第1項)

- 本項は、市民と市議会及び市長等が協働により公共的課題を解決することを明らかにするために定めたものである。
- 市議会及び市長等の協働のパートナーとしては、主に町内会、住民組織、NPO法人などの市民活動団体が挙げられる。
- 協働は、それが単独で行うよりも協力して取り組んだ方がよりうまくいくと考えられる場合に、共通の課題と目的の下で連携して取り組むものであり、お互いの持ち味を尊重し、いかしていくことで、より大きな成果を生み出していくことが期待されるものである。

(第2項)

- 本項は、市議会及び市長等は、協働に対する市民の正しい理解を得るとともに、協働をする事案ごとにあらかじめ相互の役割分担について話し合い、相互理解と信頼関係を築いた上で取組を繰り返し行うことで、協働を一層推進していくことを定めたものである。

【背景・考え方】

- 「行政が市民を下請的に使う」という協働についてこれまでの間違ったイメージを払拭し、対等のパートナーとしてお互いの持ち味を引き出していくためには、相互に正しい認識を共有し、事案ごとに異なるお互いの役割分担について事前に十分に話し合った上で、協働を行うことが必要であり、市民と市議会及び市長等がこうした取組を繰り返し行う中で、徐々に環境を整備し、市民提案型の協働の推進へつながることを期待するものである。

(コミュニティ)

第35条 市民は、コミュニティ（多様な人ととのつながりを基礎として、共通の目的を持ち、地域にかかわりながら活動をする市民の団体をいう。以下同じ。）への参加を通じて、共助の精神をはぐくみ、地域の課題の解決に向けて行動するよう努めるものとする。

2 市議会及び市長等は、自発的なコミュニティの形成及び自立的なコミュニティ活動を尊重するよう努めなければならない。

【趣旨】

○ 本条は、「コミュニティ」を住民自治の基礎的な単位として、市民生活の上で重要な役割を担うものと考えていることから、その在り方と市民、市議会及び市長等とのかかわりについて明らかにするために設けたものである。

【解説・運用】

(第1項)

○ 本項は、本条例における「コミュニティ」の定義を明らかにした上で、市民が住民自治の基礎的な単位である「コミュニティ」に積極的に参加し、地域の課題の解決のために互いに助け合い、支え合うように努めることを定めたものである。

○ 「コミュニティ」について一般化した定義はないが、本条例においては「コミュニティ」を、「人」のつながりを出発点とし、多様な考え方や立場の「人」が共通の目的の下に集まり、地域にかかわりながら活動する団体と広くとらえ定義したものである。したがって、「コミュニティ」には、町内会、婦人会、青年会、子供会、老人会、P T A、消防団、N P O法人、住民組織、ボランティア団体などの多種多様な団体が含まれるものである。

○ 市民生活は、人ととのつながり、助け合いの中で営まれるものであり、市民が、各種の「コミュニティ」に主体的に参加することを通じて、一人ひとりに自治・まちづくりの当事者としての意識が醸成され、自ら考え、責任ある行動をとることへつながることを期待するものである。

(第2項)

○ 本項は、市議会及び市長等が、協働のまちづくりを推進していく上で、「コミュニティ」の自発的な形成と自立的な活動を尊重するよう努めなければならないことを定めたものである。

(人材育成)

第36条 市長等は、市民と協働し、自治及びコミュニティ活動の発展を支える人材を育成するための機会を提供するとともに、体系的な育成に努めなければならない。

【趣旨】

○ 本条は、自治とコミュニティ活動の維持と発展のためには、これを担う人材の育成が

必要不可欠であり、「人材育成」を市長等と市民とが協働して取り組むべき公共的課題ととらえた上で、協働、市民参画やコミュニティ活動の担い手となる人材の育成について明らかにするために設けたものである。

【解釈・運用】

- 本条は、市長等と市民とが協働して、あらゆる世代を対象とした人材育成の様々な機会を提供していくことと、市長等が、より大きな成果を生み出すために人材育成を体系的に行う役割を担うことを定めたものである。
- 「人材育成」とは、地域のまちづくりに関する講座への参加等の知識の習得に限らず、会議やイベント運営への参加等の実際の活動を通じて、実践的な経験を積むことも含むものである。
- 本項の「体系的な育成」とは、市民一人ひとりが、各自の年齢、意識、興味などに応じて、自発的に自治、コミュニティ活動に関して必要な知識、経験を得ることができるようになることや、広い市域と多様な地域性を有する本市の特性を考慮し、文化、価値観、人口や年齢構成等の各地域の実態に即した形での人材育成に努めることなどに取り組むことを意味するものである。

(多文化共生)

第37条 市民、市議会及び市長等は、世界の人々と相互理解を深め、多様な文化が共生し、かつ、人々が平和に共存することができるまちづくりに取り組まなければならない。

2 市議会及び市長等は、市民が多様な文化及び価値観を互いに理解し、尊重することにより、あらゆる人が地域社会の一員として受け入れられる環境の整備に努めなければならない。

【趣旨】

- 本条は、「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと^{※2}」という多文化共生の考え方に対する本市の取組姿勢を明らかにするために設けたものである。

【解釈・運用】

(第1項)

- 本項は、国籍や文化等の違いを越え、あらゆる人たちが、平和に共存することができるまちをめざすことを定めたものである。

(第2項)

- 本項は、文化や価値観の異なる人も、相互理解の下、地域社会の一員として迎え入れができる環境の整備について、努力義務を定めたものである。
- なお、「コミュニティ」は、多様性を認め合い、人と人がつながり合うことで維持されるものであるが、その多様性の中には、文化や価値観の違いも当然に含まれると考える。

^{※2} 「多文化共生の推進に関する研究会報告書」(平成18年3月、総務省)による定義

第8章 市民投票

- 第38条 市長は、市政運営に係る重要事項について、広く市民の意見を確認し、その意見に沿った決定をなすため、市民投票を実施することができる。
- 2 年齢満18歳以上の市民で別に条例で定める資格を有するもの（以下「請求権者」という。）は、市政運営に係る重要事項について、請求権者の総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して市民投票の実施を請求することができる。
- 3 市長は、前項の規定による請求があったときは、直ちに請求の要旨を公表するとともに、20日以内に意見を付けて、これを市議会に付議しなければならない。
- 4 市議会議員は、市政運営に係る重要事項について、その定数の12分の1以上の者の賛成を得て、市民投票の実施の議案を市議会に提出することができる。
- 5 市議会に置かれた常任委員会は、その部門に属する市政運営に係る重要事項について、市民投票の実施の議案を市議会に提出することができる。
- 6 市長は、第2項の規定による請求及び前2項の規定により提出された議案について市議会の議決があったときは、速やかに市民投票を実施しなければならない。
- 7 市長は、第2項の規定による請求が請求権者の総数の4分の1以上の者の連署をもってなされたときは、第3項及び前項の規定にかかわらず、速やかに市民投票を実施しなければならない。
- 8 市民投票の投票資格者は、年齢満18歳以上の市民で別に条例で定める資格を有するものとする。
- 9 前各項に定めるもののほか、市民投票に関し必要な事項については、別に条例で定める。
- 10 市民、市議会及び市長等は、市民投票が実施されたときは、その結果を尊重しなければならない。

【趣旨】

- 本条は、市民主権の視点から、市政運営に係る重要事項について市民の意思確認を行うことを目的とする常設型の市民投票制度の設置について規定するために設けたものである。

【解説・運用】

- 一般的に、住民投票（この条例においては「市民投票」という名称を用いる。）制度については、課題が生じる都度、条例を制定し、制度を設ける「個別設置型」と、あらかじめ住民投票に関する条例等を制定し、すべての住民投票案件に共通する制度を設けておく「常設型」の二種類があるが、本条は、課題が生じたときに迅速な対応が可能となる後者の制度を設けるための規定である。

（第1項）

- 本項は、市長が、市政運営に係る重要事項について、広く市民の意見を確認し、その意見に沿った決定を行うため、自らの判断に基づき市民投票を実施できることを定め

たものである。

(第2項)

- 本項は、請求権者である市民が、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、市長に対して市民投票の実施を請求できることを定めたものである。
- 本項では、請求に必要な連署の数については、地方自治法第74条に規定する条例の制定又は改廃に係る直接請求制度に準じて請求権者の総数の50分の1以上としている。
- これは、常設型の市民投票に関する条例が制定されていたとしても、50分の1以上の署名があれば、別途市民投票に関する条例の制定を直接請求できることを考慮したものである。
- また、本項では、市民投票の請求権者の年齢要件を満18歳以上としている。満18歳以上の市民としたのは、日本国憲法の改正手続に関する法律（いわゆる国民投票法）で対象者が満18歳以上とされたことを踏まえ、市民投票という市民の意思を直接表明する制度の運用に当たり、市政運営に直接的に参画することができる市民の年齢を拡大するとともに、若者の権利や責任の自覚の向上を促し、将来を担う人材を育成する効果を期待したものである。
- なお、請求権者の年齢要件以外の具体的な資格（在住期間等の条件）については、別に条例で定めることとしたものであり、上越市市民投票条例（以下「投票条例」という。）がこれに当たるものである。

(第3項)

- 本項は、前項の規定に基づき市民投票の実施についての請求を受けた場合に、市長が行う手続を定めたものである。
- 具体的には、地方自治法に基づく条例の制定又は改廃の直接請求があった場合の手続に準じたものである。
- なお、この規定により、直接請求による市民投票の請求が、地方自治法第96条第2項の規定による議決事件となるものである。

(第4項)

- 前項の規定により、市民投票の実施が地方自治法第96条第2項の規定による議決事件となることを受け、本項は、地方自治法第112条の規定の適用を受けて、市議会議員定数の12分の1以上の賛成を得て、市民投票の実施の議案を市議会に提出できることを改めて明らかにしたものである。

(第5項)

- 本項は、第3項の規定により、市民投票の実施が地方自治法第96条第2項の規定による議決事件となったことを受け、市議会に置かれた常任委員会は、地方自治法第109条第7項の規定の適用を受け、その部門に属する市政運営に係る重要事項について、市民投票の実施の議案を市議会に提出できることを改めて明らかにしたものである。

(第6項)

- 本項は、市長が、第2項の規定による請求や、前2項の規定により提出された議案について、市議会が市民投票の実施の議決をした場合、速やかに市民投票を実施しなければならないことを定めたものである。「速やか」とは、事案に応じて可能な限り早く行うことを意味するものである。

(第7項)

- 本項は、第2項で規定している市民投票の実施に係る請求が、請求権者の総数の4分の1以上の者の連署をもってなされた場合は、第3項で規定する市議会への付議をすることなく、速やかに市民投票を実施することを市長に義務付けたものである。
- 本項は、市議会の議決を要件としない市民投票の実施を規定するものであり、より高い慎重性の確保が必要と考えられるため、必要とする連署の数は、地方自治法に基づく市議会の解散や市長の解職請求の要件(請求権者の3分の1以上の連署)を踏まえ、これに次ぐ厳格性を担保するために請求権者の4分の1以上としたものである。

(第8項)

- 本項は、市民投票の投票資格者について規定したものであり、第2項に規定する請求権者の資格と同様に、投票資格者の資格の詳細については、別に条例で定めることとしたものであり、投票条例がこれに当たるものである。

(第9項)

- 本項は、市民投票の実施について必要な事項のうち、本条例に定めのない事項(請求権者と投票資格者の要件、「市政運営に係る重要事項」の判断基準、署名の効力の確認方法や市民投票の執行方法等)の詳細については、別に条例で定めることとしたものであり、投票条例がこれに当たるものである。

(第10項)

- 本項は、市民、市議会及び市長等の三者に対して、市民投票が実施され、成立した場合の投票結果について、尊重義務を課すことを定めたものである。市民投票の成立要件については、投票条例において定めている。

第9章 国、県及び他の自治体等との関係

(国、県等との関係)

第39条 市は、市民に最も身近な地方政府として、国、新潟県等とそれぞれ適切な役割分担の下、対等な関係を確立するものとする。

【趣旨】

- 本条は、地方分権改革に伴い、国や新潟県とは「上下・主従」の関係ではなく、「対等・協力」の関係となったことを踏まえ、基礎自治体としての自立をめざすことを明らかにするために設けたものである。

【解釈・運用】

- 本条は、地方分権改革により地方公共団体が「地方政府」とも位置付けられる中で、取り分け市町村には、住民に最も身近な行政主体である基礎自治体として、自己決定・自己責任による自治体運営を行うことが一層重要となっていることを踏まえた規定である。
- 本条は、本市における自治の推進に当たっては、地方自治の本旨である「住民自治」と「団体自治」のうち、後者の確立についても一層積極的に取り組んでいくため、国、新潟県等と適切な役割分担を行い、「団体」としての「自治」を確立していくことをめざし、定めたものである。
- 本条の「新潟県等」の「等」とは、他の自治体や各種独立行政法人などを意味するものである。

(他の自治体等との連携)

第40条 市は、広域的な課題の解決を図るため、他の自治体等との連携及び協力をするよう努めなければならない。

【趣旨】

- 本条は、自治体運営を行う上で、市単独で取り組むことが難しい広域的な課題を解決するために、他の自治体等と連携や協力をするよう努めなければならないことを明らかにするために設けたものである。

【解釈・運用】

- 本条の規定は、災害発生時の対応や、新幹線整備に伴う並行在来線の問題など、本市単独では解決することが困難な課題について、他の自治体等と適切に連携や協力をし、解決を図っていくことを想定し、定めたものである。
- 本条の「他の自治体等」の「等」とは、地方公共団体で組織する一部事務組合や広域連合などを指すものである。

(海外の自治体等との連携及び国際交流の推進)

第41条 市は、非核平和の実現及び地球規模の諸課題の解決を図るため、海外の自治体等との連携、交流等を積極的に推進するよう努めなければならない。

【趣旨】

- 本条は、人類共通の願いである非核平和の実現と地球温暖化問題などの地球規模の諸課題の解決を図るために、海外の自治体等との連携、交流等を積極的に推進していくことを明らかにするために設けたものである。

【解釈・運用】

- 本条は、本市の自治を推進する中で、姉妹都市や国際交流の輪を広げ、世界の人々と友好のきずなを強めていくことによって、本条例の基本理念にも掲げる「非核平和への寄与」、「地球環境の保全」等への思いや本市の取組を伝えていくとともに、相手の良いところを吸収し、これをいかしていく中で、非核平和の実現や地球規模の諸課題の解決にも貢献していくことをめざし、定めたものである。
- 本条の「海外の自治体等」の「等」とは、海外の各種人道支援団体、商工団体、教育・研究機関といった団体等を指すものである。

第10章 最高規範性

第42条 この条例は、市における自治についての最高規範であり、市民、市議会及び市長等は、この条例を遵守しなければならない。

2 市議会及び市長等は、他の条例、規則等の制定、改正及び廃止並びに法令の解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図らなければならぬ。

【趣旨】

- 本条は、本条例が、本市における自治の最高規範であり、他の条例、規則等の制定又は改廃や法令の解釈と運用に当たって尊重されなければならないことを明らかにするために設けたものである。

【解釈・運用】

(第1項)

- 本項は、本条例が本市における自治の最高規範であることを明らかにするとともに、自治の主体である市民、市議会及び市長等の三者は、本条例を遵守しなければならないことを定めたものである。
- なお、法形式的には、本条例と他の条例との間に効力の優劣を付けることはできないが、本条例の制定目的と規定内容から、本条例は、最高規範性を内包しているものと考える。

(第2項)

- 本項は、本条例が、その制定目的と規定内容によって、実質的に他の条例を規律する上位条例ととらえられることから、本条例の趣旨を尊重し、本市における他の条例・規則等の制定又は改廃を行わなければならないこと、また、許容される範囲内で、法令の積極的な解釈と運用を行わなければならないことを定めたものである。

第11章 見直し等

(見直し)

第43条 市長は、5年ごとに、この条例の内容を社会経済情勢の変化に照らして、定期的な見直しを行わなければならない。

- 2 市長は、前項の見直しのほか、必要に応じてこの条例の見直しを行うことができる。
- 3 市長は、前2項の見直しに当たっては、市民の意見を聴くために必要な措置を講じなければならない。
- 4 市長は、第1項及び第2項の見直しを行ったときは、その結果を公表しなければならない。

【趣旨】

- 本条は、本条例を時代に合ったものとし、自治の在り方をより進んだものとしていくための見直しの方法を明らかにするために設けたものである。

【解釈・運用】

- 本条は、将来的に社会経済情勢が変化した場合、自治の在り方もそれに対応していくことが必要との考え方の下、本条例の見直しの方法を定めたものである。
- 本条は、本条例の見直しを行う責務は市長が有しており、見直しの方法は5年ごとの条例全体を対象とした定期的な見直しを基本としつつ、必要に応じた見直しも可能であることを定めたものであるが、市民や市議会が独自に見直しを行うことを妨げるものではない。

(第1項)

- 本項は、市の長期的な計画に準じて5年に一度、本条例の定期的な見直しを行うことを定めたものであり、本条例の施行日から5年ごとに見直しの結果を市民に公表することを意味するものである。

(第2項)

- 本項は、第1項の定期的な見直しのほかに、市長が社会経済情勢の変化や市民、市議会からの求めに応じてその必要性を判断して見直しを行うことができることを定めたものである。

(第3項)

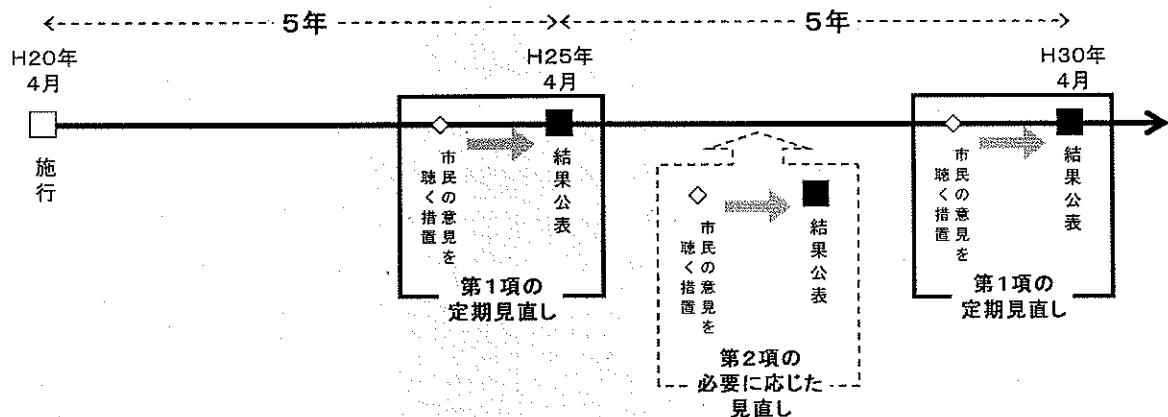
- 本項は、市長が、いずれの見直しの実施に当たっても市民の意見を聴くために必要な措置を講じなければならないことを定めたものである。
- 「必要な措置」の具体的な手法は市長の判断にゆだねられることになるが、本条例の趣旨やこれまでの策定経過を踏まえ、市民参画が十分に図られるよう配慮する必要がある。
- なお、審議会のような調査審議機関による見直しの場合、その検討内容は、市長からの諮問事項と、調査審議機関が独自に設定する事項の双方が含まれるものとする。

(第4項)

- 本項は、市長が、第1項に規定する定期的な見直しや第2項に規定する必要に応じた

見直しを行った場合、いずれもその結果を公表しなければならないことを定めたものである。これは、市長に課された説明責任に応じて設けたものである。

【見直しの期間の考え方】



(改正手続)

第44条 市長は、この条例の改正を提案しようとする場合（地方自治法第74条の規定に基づく付議である場合を除く。）は、この条例の趣旨を踏まえ、あらかじめ広く市民の意見を聴くために必要な措置を講じなければならない。

【趣旨】

- 本条は、最高規範の改正にふさわしい慎重性を確保する観点と、改正の発議に至るまでの過程が市民参画の下で行われることを重視する観点から、市長が改正の発議を行う場合の手続を定めたものである。

【解釈・運用】

- 本条例の改正を発議する主体としては、市民、市議会（議員及び常任委員会）、市長の三者を想定しており、その基本的な手続は、市民、市議会、市長の三者について、それぞれの権利の中で明らかにした地方自治法に規定する通常の条例改正の手続によることとなる。
- 本条は、市長が改正の発議を行う場合は、最高規範の改正にふさわしい慎重性を確保する観点と、改正の発議に至るまでの過程が市民参画の下で行われることを重視する観点から、通常の手続に加え、あらかじめ広く市民の意見を聴くために必要な措置を講ずることを定めたものであり、市長は、本条例の趣旨を踏まえた上で、自らの責任の下、改正する内容に応じて必要な措置を選択し、講じなければならないものとしている。
- なお、広く市民の意見を聴く具体的な方法としては、一般的には審議会のような調査審議機関での検討やパブリックコメントの実施が想定されるが、改正の内容や範囲などに応じて、その他の適切な手法を選択することを可能にしたものであり、例えば、法令改正などに伴う形式的な文言修正のための条例改正の場合には、市長がその権限と責任の下で、簡易な措置を選択することも可能であると解するものである。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

【趣旨】

- 附則は、本条例の施行時期を定めたものである。

【解釈・運用】

- 本条例は、本市の自治の基本的な理念やルールを定めるものであり、本市の自治の一層の推進を図るために速やかに施行することが望ましいと考え、平成20年4月1日から施行することとしたものである。

改訂の経過

平成 20 年 4 月 1 日 上越市自治基本条例施行。逐条解説書作成

平成 21 年 4 月 1 日 逐条解説書改訂

- ・条例の制定・改廃に伴う改訂（第 22 条、第 32 条、第 38 条関係）
- ・その他（第 2 条、第 17 条、第 30 条関係）

平成 24 年 7 月 27 日
第 1 回自治基本条例推進市民会議
資料 No. 3

上越市自治基本条例推進市民会議設置要綱

(設置)

第 1 条 上越市自治基本条例（平成 20 年上越市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 43 条第 1 項の規定により条例の見直しを行うため、上越市自治基本条例推進市民会議（以下「市民会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 市民会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 条例の内容の見直しに関すること。
- (2) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第 3 条 市民会議は、次に掲げる人のうちから市長が委嘱する 16 人以内の委員をもって組織する。

- (1) 公募に応じた市民
- (2) 地域活動を行う団体で活動している人
- (3) その他市長が必要と認める人

(委員の任期)

第 4 条 市民会議の委員の任期は、委嘱の日から所掌事項の検討が終了する日までとする。

(座長及び副座長)

第 5 条 市民会議に座長及び副座長 1 人を置く。

- 2 座長及び副座長は、委員の互選により定める。
- 3 座長は、会務を総理し、市民会議を代表する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 市民会議の会議は、座長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第 7 条 市民会議は、調査又は審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 市民会議の庶務は、自治・地域振興課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、市民会議が定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。